



大阪地裁の結審後、アストラゼネカ社を包囲し抗議

**死亡者  
810人**

# 訴訟 伊レッサ薬害

## 結審集会に支援者つどう

### 国と製薬企業の責任で 抗がん剤の副作用に補償を

肺がんの薬「イレッサ」の副作用による死亡者は、ついに810人に(2010年3月末)。製薬企業アストラゼネカ社(ア社)と国に対し、大阪と東京で連発・患者が起こした裁判が結審しました。現に売られている抗がん剤の安全性を問題にし、製薬物質の「薬の広告宣伝、添付文書の「警告」の意味などを問い、がん患者の命の重みを訴えた裁判。七月三〇日、民医連の職員も大阪地裁で傍聴しました。

(小林裕子記者)

イレッサは二〇〇二年七月に、約五カ月のスピード審査で承認。販売開始から副作用の関連性肺炎による死亡が相次ぎ、わずか二年半で死者は五五七人に。関連性肺炎の治療は難しく、イレッサの場合四割が死亡しています。承認前にあった報告一〇例の危険性を国は見逃しました。販売後も対応が遅れ、被害を広げています。

承認前から過大な広告宣伝。ア社は副作用を隠し、承認前からマスコミ、医師向けに「副作用のない画期的新薬」と宣伝。夫を四八歳で亡くした妻は、大阪地裁で証言しました。「新聞記事に載った『夢の新薬』「副作用はない」「在宅で使用できる」を信じた。自分から『試してみた』と申し出て、一〇錠飲んだら

ここで、体調が悪化し、入院して五日後に死亡した。危険を知っていたら使わなかった。

東京の藤平伊知郎さん(薬前副)は「発売前の真様な宣伝、見えない売り込みで、関連性肺炎に警戒心をもたず、救命措置を取れない状況で使用した医師もいたと思う。企業の上乗優先の姿勢が問題だった」と指摘します。

肺がんは「いずれ死ぬ」から？ 大阪地裁で、副作用を味わった原告の男性患者は証言しました。「この世のものとも思えない苦痛だった。死者が増え続けていることに心の痛みを感じないのだろうか。肺がん患者だから「いずれ死ぬ」と考えているなら、「国や企業は」動物以下だ」。

中島晃弁護士は最終弁論で故・



報告集会で訴える原告や弁護士ら(大阪)

多田富雄さんの言葉を引用し、「限られた命だからこそ最後の一瞬まで輝かそうとするのが人間。その大切な最後の時を奪ったことは許されない」とのべました。

がん患者だから、抗がん剤の副作用で死んでも仕方ないのか？ いまの薬害救済制度では、抗がん剤は対象外にされています。原告と支援者はこれをも疑問視。「抗がん剤被害も対象に」の署名運動も広げています。

## 駆け歩 しポート

42

イレッサは、販売後の比較臨床試験のどれでも延命効果を確認されていません。「服がん・女性・東洋人・非喫煙者・特定の遺伝子変異がある患者」に効くと言われますが、仮説の検証段階です。少なくとも、制限なく誰にでも使える薬ではありません。

米田は新規患者には投与禁止、実用使用禁止(二〇〇五年)、E.U

大阪地裁の結審後、支援者らは報告集会を開き、ア社の本社周囲をアモ行進。大阪民医連をはじめ近畿、関東からも多数参加しました。学術会をして傍聴に臨んだ新人薬前副もいます。宇佐美裕子さん(東浦戸薬局)は「被告の発言と原告の思いに温度差を感じた。廣瀬美和子さん(朝大阪フアイン)も「薬の科学的評価に携わる専門家被告が否定したので『えっ』と思った」と話していました。薬の正確な評価と情報の欠如が薬害につながりました。

「利益相反」も争点です。企業と医師・研究者の経済関係が医薬品の評価を歪める問題です。

イレッサの臨床試験に携わっていた医師が、個人や所属するNPO法人に、ア社から多額の寄付金を授けました。これは弁護団の調査で発覚し、これを隠していた被告らも公判の中で認めました。

大阪地裁で被告側は「試験の」中味が違っただけでなければ問題でない」と強弁しましたが、企業の膨大な利益とその流れが、薬の危険性を隠した疑いが残ります。

またア社は、初期の添付文書で関連性肺炎の記載が「警告」でなく小さな記載だったことについて、「医師がみれば致死性の副作用とわかるはず」と発言。現場に責任を転嫁しようとしていました。

では遺伝子変異のある患者に限定承認(二〇〇九年)です。

被告・ア社の言い分は「副作用がある。承認前に危険の全貌が解明されていないと言えらば、すべての医薬品がそうだ。症例補償を持つのは患者のためにならぬ。患者から薬を奪うのか」というもの。国は「承認時点で危険情報があった。したがって手続の上問題はなかった」と主張。死者を悼む発言はありませんでした。

治験した医者「カネ」

本 \*